

## 教育基本法が改定されて教科書はどうなる？

—今年の教科書採択を前にして—

石山 久男

### 1. 改定教育基本法から新学習指導要領・新教科書へ

2006年 教育基本法改定

2007年 教育3法（地方教育行政法・学校教育法・教員免許法）

沖縄戦検定問題おこる

ここまで安倍内閣

沖縄戦記述、訂正申請を認め一部修正したが検定意見は撤回せず

2008年 社会教育3法（社会教育法・図書館法・博物館法）

小中学校の新学習指導要領・幼稚園の新教育要領告示

全国一斉学力テスト

ここまで福田内閣

検定審議会、検定制度改定方針を報告として提出

2009年 高校・特別支援学校の新学習指導要領告示

新検定制度告示

全国一斉学力テスト

新学習指導要領への移行措置始まる

小学校新教科書の検定申請受付

現行学習指導要領のもとでの中学校教科書採択

ここまで麻生内閣？

2010年 小学校新教科書の検定結果発表 採択

中学校新教科書の検定申請受付

高校理科・数学の新教科書だけ前倒しで検定申請受付

2011年 中学校新教科書と高校理科数学新教科書の検定結果発表 採択

理科数学以外の高校新教科書の検定申請受付

2012年 中学校で新学習指導要領全面实施

この年の新入生から高校理科数学で新学習指導要領実施

2013年 高校新入生から新学習指導要領全面实施

### 2. 学習指導要領はどう変わる？

#### 1) 異例の新学習指導要領徹底のとりくみ

保護者むけパンフ『生きる力』を全員配布

学習指導要領冊子の冒頭に改定教育基本法全文を掲載

前倒し実施 小中学校では理科・数学の補助教材

高校でも理科・数学を1年前倒し 2012年新入生から 総則の一部は2010年から

#### 2) 国家に奉仕する道徳の教育を徹底する

改定教育基本法の教育目標のなかから「愛国心」「公共の精神」「伝統・文化の尊重」などをとくに教育の目標として強調

2 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道

徳性を養うことを目標とする。(小学校学習指導要領 総則 第1 教育課程編成の一般方針)

道徳教育が教育全体の要に

道徳の授業のほか各教科で道徳の内容を扱う

道徳教育推進教師を学校に置く

道徳の時間がない高校では道徳教育の全体計画作成を各学校に義務づけ

道徳を教科にはしなかったが、すべての教科を道徳化した

どんな道徳をどのように教えるのか

生命を尊重する態度を育てる(理科)

見通しをもって実験を行い予想と違ったら自らの考えを絶えず検討する態度を身につける(理科)

家庭生活と家族の大切さに気付く(家庭)

最後まで努力して運動をする態度を育てる(体育)

日本人としての自覚をもって国を愛する態度を育てる(社会・国語など)

国旗・国歌を尊重する態度を育てる(社会)

天皇についての理解と敬愛の念を深める(社会、高校でも新設)

心のもち方や価値観を自分で考えるのではなく上から押しつけることにどう対抗するのか

もっと子どもの自由な考えや表現を伸ばす

多様な事実や考え方を子どもに示す

憲法や子どもの権利条約にあらわれたいまの世界の基本的な合意の到達点を示す

それにそって「愛国心」「公共の精神」「伝統・文化」「道徳」を見直す

子どもの権利条約

第28条 1 締約国は、教育についての子どもの権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機會の平等を基礎として達成するため、特に、

a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む）の発展を奨励し、すべての子どもに対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会を与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。（以下略）

2 締約国は、学校の規律が子どもの人間の尊厳に適合する方法及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条 1 締約国は、子どもの教育が次のことを指向すべきことに同意する。

a) 子どもの人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

c) 子どもの父母、子どもの文化的同一性、言語及び価値観、子どもの居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために子どもに準備させること。

e) 自然環境の尊重を育成すること。

2 (略)

### 3) 新しい学力観を示してエリート育成に本腰を入れ、教育格差を無制限にひろげる

学力の3要素を指示

①習得→学習内容の増加、基礎基本の習得を重視

②活用→言語活動 表現活動、発表活動など

③意欲→家庭との連携による学習習慣の確立

学校教育法 第30条2…基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

国際競争の場で活躍するエリート層育成のため活用能力も含めた高度な教育を

企業に役立つ人材育成のためにも活用能力を

エリート以外の層にも最低限必要な知識技能を習得させる

学習習慣という道徳的要素ももりこむ

具体的には 学習指導要領を超える高度な内容を教えることを原則自由化

学習の遅れた子には反復学習で知識技能の定着を

結果 激しくなる親子ともどもの競争 「学力格差」の拡大 親も子も追いつめられる

学校へ行けない子どもたち

学校選択の自由化と結びついて学校間格差をますますひろげる

経済格差と貧困の再生産へ

### 4) 新学習指導要領の二つのねらい

国家に奉仕する従順な人づくり→憲法を変えて戦争のできる国づくりに協力奉仕する人づくり、

裏には多国籍大企業の海外での権益を守る目的

国際競争に勝ち抜きたい大企業に役立つエリートを効率的に育成

### 5) 新学習指導要領の二つの背景

1990年代以後の情勢 自衛隊を海外派兵軍に＝集団的自衛権行使へ

アメリカの要求と日本の大企業の要求

ソ連崩壊 日米軍事同盟の役割の再構築の必要

1996年の日米共同宣言とそれにもとづく1997年の新ガイドラインなどによって、世界中どこへでも派兵し紛争に介入することを新たな日米軍事同盟の役割として位置づけた

自衛隊を海外派兵の軍隊として本格的に立ち上げなければならない→集団的自衛権の行使を

憲法「改正」の動きが本格化

軍隊と戦争と植民地支配肯定の「新しい歴史教科書をつくる会」などの歴史観と運動の活発化

田母神前空幕長の発言と自衛隊内への浸透 自衛隊による国民・子どもたちの教化作戦

グローバル化の中で多国籍独占企業が国際競争に勝ち抜くための要求

安上がりの政府によるエリートの効率的育成

多数の子どもたちの教育費は削減 社会保障も削減 自己責任の強調 「構造改革」

すでに危険水域に達している貧困と格差をさらに極限にまでひろげる

## 3. 教科書検定制度も変わる

### 1) 検定基準が変わる

検定審査の基準として改定教育基本法などの教育目標の達成を強調

検定基準 第1章総則(2) 本基準による審査においては…知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指す教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するため…適切であるかどうかを審査するものとする。

#### ①国家に奉仕する人づくり

検定申請のときに教科書の内容と教育基本法の教育目標との対照表を添付する

「公正・中立」「一面的な見解の断定的な記述」の排除を強調

その基準は改定教育基本法や新学習指導要領と教科書調査官(検定を行う文科省職員)の判断

「特定の個人・団体の活動に対する援助」になるような記述の排除

さまざまな民間団体・NGOなどの活動は教科書に書けなくなる たとえば「9条の会」など政府筋の動きしか書けない 非常に不公正で一面的な記述に

#### ②教育の格差拡大

学習指導要領を超えた高度な内容を無制限に教科書にもりこむことが可能に

一方、「補充的な学習」「繰り返し学習」の記載も自由に

教科書観の転換を強調

子どもは教科書の内容をすべて学習しなくてもよい 理解の程度に応じて学べばよい

教科書を金科玉条のように暗記すればよいという教育は転換しなければならないが

\* 検定審議会報告は採択にも言及

「教育基本法の改正や新しい学習指導要領の趣旨をふまえた」調査研究を行って適切な教科書を採択せよ

### 2)検定手続きが変わる。

#### ①検定の透明化をめぐる

沖縄戦検定問題で検定の密室性が指摘され、2007年12月の渡海文科大臣談話でその点を見直すとしたのが、今回の検定手続き改善の出発点だった

教科書調査官の検定意見原案となる調査意見書と判定案、検定審議会の部会・小委員会の議事概要、審議会委員の部会・小委員会の所属を検定終了後に公表するとした

しかしこれらはいままですでに情報開示で公開されていたもので新たに公開されるものはない  
本来、傍聴も認め、議事録を作成すべきもの

教科書調査官の役割を規則に明示するとしたが、従来細則にあったものを移すだけで実質的な変化はない

検定審議会委員と教科書調査官も従来通り文科省の恣意的選任を維持

#### ②密室性をいっそう高める措置

検定中の情報流出の規制をいっそう強化

検定の一時停止措置を実際に行えるよう基準をつくる

執筆者も情報流出規制の対象に これまでは出版社のみ対象

訂正申請という補助的な検定にも情報流出規制を適用

#### ③著者・監修者の担当部分を教科書に明記させる

右翼からの個人攻撃を誘発 出版社・著者の自主規制を強めることに

#### ④検定基準を含め重要な部分を検定規則実施細則、初中局長の教科書発行者宛通知、検定審議会決定などで処理し、法的根拠をあいまいにしつつ実質的に強制

### 3)本来さらに改善すべき教科書検定制度

検定の強制性をゆるめる

検定意見撤回の規則をつくる

教科書調査官制度の廃止

検定の段階的廃止 たとえば高校から、特定の教科からなど

### 4)新学習指導要領と新検定制度で教科書はどうなる

改定教育基本法と新学習指導要領によって今までになくきつくしばられた教科書

その重要なカギは道徳重視

国語では「昔話や伝説」を「昔話や神話・伝承」に変えた→神話の重視

生活をみつめ現実を学び表現するのではなく、報告文、依頼状、案内状、礼状など形式を学ぶ  
理科では、生命尊重、環境保全、自然への畏敬の念など徳目を学ばせる

内容よりも、比較、整理、表現、実験など方法の学びを重視

家庭科では家庭をとりまく現実よりも家庭生活のありかたや自分の役割など徳目重視へ

社会では伝統・文化の尊重と愛国心、公共・国家への奉仕を人物と文化遺産を通して学ばせる

事実を学び考える社会科から特定の結論とそれにそった「生き方」を学ぶ社会科へ

社会の学習指導要領が「我が国の安全と防衛の問題を考えさせる」→「我が国の安全と防衛及び国際貢献を考えさせる」と変わった→自衛隊の「国際貢献」を書かせる

### 5)これからの重要な課題

扶桑社版、自由社版問題はもちろん大事

かれらは改定教育基本法と新学習指導要領にもっとも忠実な教科書として宣伝してくる

同時に、他社教科書がどうなるのか注目し批判する必要

私たちの立場 改定教育基本法と新学習指導要領にしばられた教科書は子どもの未来にとってどうなのか、日本の未来にとってどうなのか、日本国憲法と子どもの権利条約に照らしてどうなのか、という原点に立ち返って考えていくことが大事

### 4. 自由社版『新編 新しい歴史教科書』とは

12月9日、516箇所(100頁当たり135箇所)の欠陥箇所を指摘され不合格

12月24日、再提出、136箇所の検定意見に従って修正し、4月9日合格

516箇所のうち約4分の3は単純な誤字脱字誤記、ルビの誤り、表記不統一というずさんな編集節のタイトルの約9割は、現行扶桑社版と同一またはほぼ同一

本文も約9割は現行扶桑社版と同一、文化の記述のみやや書き直し

写真を同種の他の写真と入れ替えたり、図版の位置・大きさを変更したり、コラムの体裁を変更し内容の一部を変更した

扶桑社版も自由社版も藤岡氏が代表著者

両者の訴訟騒ぎも今後予想される

教育とは無縁の醜い争いをくりひろげ、ずさんな教科書づくりを行う無責任さが明らかに

内容的には戦争美化、加害の事実の隠蔽、アジア蔑視、神話重視、天皇と国家の支配者中心の歴史観、という特徴は同じ

### 5. 中学教科書採択を前にして

とりつおせつ会の活動

「つくる会」教科書の採択に反対

採択制度、検定制度を正す活動

都教委へ採択撤回、やり直しを求める

文科省へ新検定制度反対の要請

都教委の採択の実態

都教委事務局が採択資料として各教科書の「調査研究項目」を設定

(歴史 a 歴史上の人物を取り上げている箇所数, b 現在に伝わる文化遺産を取り上げている箇所数, c 国際関係、文化交流を取り上げている箇所数, d 他民族の文化、生活等を取り上げている箇所数, e 東京に関する歴史的事象を取り上げている箇所数, f 人権に関する課題を取り上げている箇所数, g 学習指導要領に示していない内容＝北朝鮮による拉致問題の扱い、神話・伝承を知り日本の文化や伝統に関心を持たせる資料、わが国の領域をめぐる問題の扱い)

都教委から委嘱された「教科書選定審議会」委員が「採択方針」を決定し答申

(学校関係者7名、教委関係者7名、学識経験者6名、計20名)

都教委から委嘱された「教科書調査員」が調査研究項目にもとづいて調査し選定審議会に報告

選定審議会がそれにもとづき「教科書調査研究資料」を審議決定し「採択案」を答申

都教委が「採択案」等をもとに「採択」(「教育委員懇談」の場で若干討議するらしいが、正規の教育委員会では審議ぬきに無記名投票で決定)

2005年の中高一貫4校の歴史では、調査研究資料では「帝国書院」の評価が最高だったが、採択したのはいずれも扶桑社

2007年に白鷗での扶桑社版公民教科書の採択撤回、他の中高一貫3校では現場意見に基づき採択することを求める請願を都教委に提出したが、それについての審議は採択前には行わず、教育委員長が「事務局において、本日行います教科書採択の結果及び関係法令を踏まえて適切に対応していただくようお願いいたします」との事後処理を求める一言でけりをつけてしまった。

採択のやりかたを変える方向

学校ごとの採択へ

少なくとも現場意見を尊重して

当面の教科書採択のうごき

2009年 現行学習指導要領にもとづく教科書で2年間だけ使用

扶桑社に加えて自由社参入で右翼系も活発化する可能性

大阪書籍の倒産(著作権は日本文教出版が継承して発行継続)で採択変更が増える可能性

2010年 新学習指導要領にもとづく小学校教科書の採択

新学習指導要領にもとづく教科書の内容と検定のありかたへの批判活動が重要

2011年 新学習指導要領にもとづく中学校最初の教科書

扶桑社・自由社を採択させないことはもちろん大事だが、他の教科書も新学習指導要領と新検定制度のもとでかなり変わる可能性があり、それに対する検討批判も必要

## 5. むすび

教育を政府や大企業のものから子どもと地域の市民のものに取り戻し、何よりも子どもの成長発達を人間の権利として大切に教育に変えることをめざす。

そのために、あらためて教育を実際に担い、教育のありかたを決めるのは地域の現場教職員・保護者・住民・子どもだということを確認しながら、教科書や教育をめぐっていま何がおこっているのか、どうしたいのかを話し合い輪をひろげる。

そのなかから、教科書と教育について、行政や教育委員会などに働きかける。

今は一つの大きなチャンスでもある。